

総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和7年8月8日

(仮称) 携帯電話基地局の設置等に関する条例制定について

資 料

1	条例制定の背景について	1
2	(仮称) 携帯電話基地局の設置等に関する条例について	1
3	条例の骨子(案)について	2
4	今後のスケジュールについて	3
参考資料1	先進市町村の条例比較	4～6

政 策 課

(仮称) 携帯電話基地局の設置等に関する条例制定について

1 条例制定の背景について

本町への携帯電話基地局の設置については、令和4年5月23日に「大磯町の携帯電話中継基地局に関する陳情書」を受け、同年6月の総務建設常任委員会陳情審議において「採択」となりました。その後の大磯町議会（一般質問や総務建設常任委員会等）や陳情者との面談等の経過を踏まえ、電波による健康への影響に関して、町民の不安解消と近隣住民との紛争を予防する観点から、同年11月30日付けで「大磯町内における携帯電話等基地局の設置に係る要請文」を電気通信事業者（6社）に対して発出しています。その後、この要請文に基づき携帯電話基地局の設置について、電気通信事業者と可能な限り、情報共有を図ってきました。

しかしながら、令和6年5月22日に携帯電話基地局をめぐる健康被害の訴えは全国で多数報告されていることから、携帯電話基地局の設置に関して住民説明会を開催してほしい旨の「西小磯の携帯電話中継基地局に関する陳情書」を受け、同年6月の総務建設常任委員会陳情審議において「趣旨了承」となり、令和7年3月議会定例会において「携帯電話中継基地局条例制定についての請願」が「採択」されています。

この結果を受け、事業者の責務を明確化することなどを目的として、「(仮称) 携帯電話基地局の設置等に関する条例」を制定するものです。

2 (仮称) 携帯電話基地局の設置等に関する条例について

新たに制定する「(仮称) 携帯電話基地局の設置等に関する条例」（以下、「本条例」といいます。）は、「携帯電話中継基地局条例制定についての請願」を踏まえ、携帯電話基地局の設置に関し、事業者が近隣住民に対して事前に配慮すべき事項等について定めることなどにより紛争の予防を図ることを目的として制定します。

なお、本条例は新規に制定する条例となるため、パブリックコメントを実施し、町民の皆様などからの御意見も参考にして制定の準備を進めます。

【参考】携帯電話中継基地局条例制定についての請願内容

- 1 町は各携帯電話事業者に対し、基地局の設置、改造および契約更新の際、事前に周辺住民に対し説明会の開催を求める条例を制定してください。
- 2 町は各携帯電話事業者から基地局の設置または改造の届出を受理した際は、その情報を速やかに開示することを条例に加えてください。

3 条例の骨子（案）について

(1) 目的

本条例は、携帯電話基地局の設置等に関し、事業者が配慮すべき事項、設置計画等の
手続、その他事項を定めることにより、町民と事業者との紛争を未然に防止することを
目的とします。

(2) 対象となる基地局

屋外における基地局の設置等を対象とします。（建築物内は対象外）

(3) 近隣住民の範囲

ア 既存の建築物又は工作物（以下、「建築物等」といいます。）に携帯電話基地局を
設置するとき又は建築物等に設置された携帯電話基地局の改造を行う場合

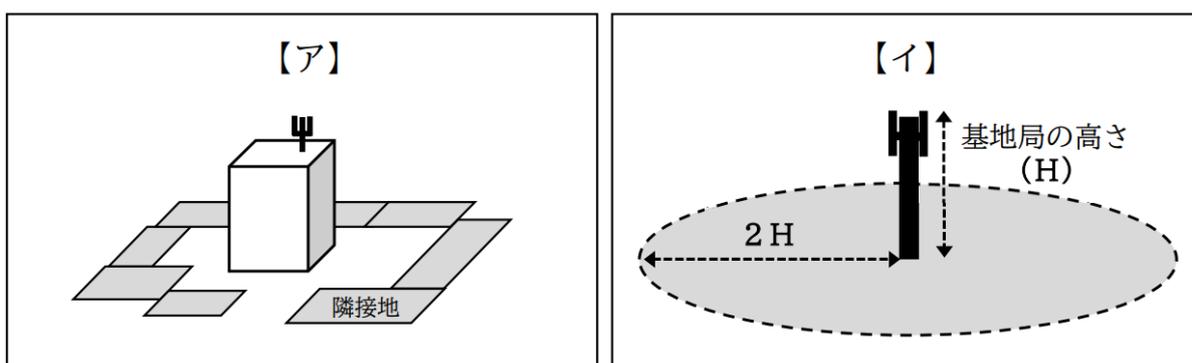
⇒ 当該建築物等の敷地に隣接する土地において、土地を所有する方又は建築物等の
全部若しくは一部を所有し、若しくは占有する方（以下、「土地所有者等」といいま
す。）が対象となります。

なお、当該基地局の地上からの高さの2倍に相当する水平距離の範囲内に限りま
す。

イ 独立した鉄柱や電柱等のコンクリート柱に基地局の設置等を行う場合

⇒ 基地局の地上からの高さの2倍に相当する水平距離の範囲内の土地所有者等が
対象となります。

【参考】イメージ図（網掛け部分が対象範囲）



(4) 事業者の責務

ア 基地局の設置又は改造について、近隣住民に説明を行い、理解を得るよう努める
旨を定めます。

イ 近隣住民から説明会の開催を求められたときは、これに応じるよう努める旨を定
めます。

ウ 近隣住民の意見を聴き、紛争の防止に努める旨を定めます。

エ 近隣住民の範囲に保育園、小・中学校などがある場合は、施設管理者等の意向を尊重するよう努める旨を定めます。

オ 基地局に関する工事に着手する前に、当該工事の計画書を町長に提出する旨を定めます。

カ 近隣住民への説明の結果報告書を町長に提出する旨を定めます。

(5) 町の責務

紛争を未然に防止することに努める旨を定めます。

4 今後のスケジュールについて

年月日	会議等	備考
令和7年7月8日	政策会議	(仮称) 携帯電話基地局の設置等に関する条例制定(骨子案)について
令和7年8月8日	総務建設常任委員会協議会	(仮称) 携帯電話基地局の設置等に関する条例制定(骨子案)について
令和7年8月31日	町民説明会(保健センター)	(仮称) 携帯電話基地局の設置等に関する条例制定(骨子案)について
令和7年10月14日	政策会議	(仮称) 携帯電話基地局の設置等に関する条例制定(素案)について
令和7年10月●日	総務建設常任委員会協議会	(仮称) 携帯電話基地局の設置等に関する条例制定(素案)について
令和7年11月1日～ 令和7年12月1日	条例素案に対するパブリックコメントの実施	広報11月号及び町ホームページ等で周知
令和8年1月13日	政策会議	パブリックコメントの結果報告及び条例案について
令和8年1月●日	総務建設常任委員会協議会	パブリックコメントの結果報告及び条例案について
令和8年2月中旬	令和8年第1回(3月)大磯町議会定例会	条例案の提案
令和8年4月1日	条例の施行	

(仮称) 携帯電話基地局の設置等に関する条例制定について【先進市町村の条例比較】

参考資料 1

市町名	鎌倉市	二宮町	宮崎県小林市
項目			
条例の名称	鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例	二宮町携帯電話基地局の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例	小林市携帯電話等中継基地局の設置又は改造に係る紛争の予防と調整に関する条例
施行日	平成22年4月1日	令和7年4月1日	平成27年4月1日
目的	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、携帯電話等中継基地局の設置等に伴う住環境をめぐる紛争が生じていることにかんがみ、事業者が近接住民等に対し事前に携帯電話等中継基地局の設置等について説明する責任を明確にし、もって市民と事業者との紛争を未然に防止することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、携帯電話基地局の設置等に関し、事業者が近隣住民に対して事前に配慮すべき事項、設置計画の手続、紛争の調整に関する手続等について定めることにより、紛争の予防と調整を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、携帯電話等中継基地局の設置又は改造（当該携帯電話等中継基地局の形状又は出力を変更することをいう。以下同じ。）に関し、事業者が配慮すべき事項、設置・改造計画の手続、紛争の調整に関する手続その他の事項を定めることにより、紛争の予防と調整を図るとともに、良好な近隣関係を保持することを目的とする。</p>
定義	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 携帯電話等中継基地局 携帯電話端末、PHS端末その他これらに類するデータ通信の機器相互間の通信を中継する送受信兼用の設備（主として屋内又はトンネルの通信状況を改善するためのものを除く。）をいう。</p> <p>(2) 事業者 携帯電話等中継基地局の設置又は改造（当該携帯電話等中継基地局の形状又は出力を変更することをいう。以下同じ。）をしようとする携帯電話等通信会社をいう。</p> <p>(3) 近接住民 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者をいう。</p> <p>ア 既存の建築物に携帯電話等中継基地局の設置又は改造（以下「設置等」という。）をするとき 設置等をする携帯電話等中継基地局からの水平距離が当該携帯電話等中継基地局の地上からの高さの2倍以内において、土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を所有し、若しくは占有する者（以下「土地所有者等」という。）であって、当該建築物の敷地に隣接する土地の土地所有者等であるもの</p> <p>イ ア以外のとき 設置等をする携帯電話等中継基地局からの水平距離が当該携帯電話等中継基地局の高さ（既存の電柱等に設置等をするときは、地上からの高さ）の2倍以内における土地所有者等</p> <p>(4) 地縁団体 近接住民の属する地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 携帯電話基地局 携帯電話端末その他これらに類するデータ通信の機器相互間の通信を中継する送受信兼用の設備（主として屋内又はトンネルの通信状況を改善するためのもの及びWi-Fiのアクセスポイントに係る諸設備を除く。）をいう。</p> <p>(2) 事業者 携帯電話基地局の設置又は改造（当該携帯電話基地局の形状又は出力を変更することをいう。以下同じ。）をしようとする携帯電話通信会社をいう。</p> <p>(3) 土地所有者等 土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を所有し、若しくは占有する者をいう。</p> <p>(4) 近隣住民 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者をいう。</p> <p>ア 既存の建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）に携帯電話基地局を設置するとき又は建築物等に設置された携帯電話基地局を改造するとき 設置又は改造（以下「設置等」という。）をする携帯電話基地局からの水平距離が当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲内における土地所有者等であって、当該建築物等の敷地に隣接する土地に係る土地所有者等であるもの</p> <p>イ ア以外のとき 設置等をする携帯電話基地局からの水平距離が当該携帯電話基地局の地上からの高さの2倍に相当する範囲内における土地所有者等</p> <p>(5) 紛争 携帯電話基地局の設置等が住環境に及ぼす影響により、近隣住民と事業者との間に生じた民事上の争いをいう。</p> <p>(6) 調整 紛争中にある近隣住民と事業者（以下「紛争当事者」という。）との間に協議の場を設けるとともに、双方の主張を整理し、その意思の合致に導くよう努めることをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 携帯電話等中継基地局 携帯電話端末その他これらに類するデータ通信の機器相互間の通信を中継する送受信兼用の設備（既存の建築物に設置したものを含む。）をいう。ただし、屋内又はトンネルの通信状況を改善するためのもの及びWi-Fiのアクセスポイントに係る諸設備を除く。</p> <p>(2) 事業者 携帯電話等中継基地局の設置又は改造をしようとする携帯電話等通信会社をいう。</p> <p>(3) 近隣住民 携帯電話等中継基地局からの水平距離が、当該携帯電話等中継基地局の地上からの高さの2倍に相当する距離の範囲内にある土地又は建築物（その敷地の一部が当該範囲内にあるものを含む。）の所有者及び居住者をいう。</p> <p>(4) 周辺住民 近隣住民の属する自主的な地域住民の自治組織である区の居住者をいう。</p> <p>(5) 紛争 携帯電話等中継基地局の設置又は改造が住環境に及ぼす影響により、近隣住民及び周辺住民（以下「近隣住民等」という。）と事業者との間に生じた民事上の争いをいう。</p> <p>(6) 調整 紛争中にある近隣住民と事業者（以下「紛争当事者」という。）との間に協議の場を設けるとともに、双方の主張を整理し、その意思の合致に導くよう努めることをいう。</p>
自治体の責務	<p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、近接住民及び地縁団体（以下「近接住民等」という。）と事業者との紛争を未然に防止するための施策及び紛争の調整のための施策を実施するものとする。</p>	<p>(町の責務)</p> <p>第3条 町は、紛争を未然に防止するとともに、紛争が生じたときは、適切に調整するよう努めるものとする。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、紛争を未然に防止するとともに、紛争が生じたときは、適切に調整するよう努めるものとする。</p>
事業者の責務	<p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者は、携帯電話等中継基地局の設置等をするときは、近接住民等の意見を聴き、紛争の防止に努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、携帯電話等中継基地局の設置等をする場合において、近接住民に学校、児童福祉施設その他の施設で規則で定めるものの土地所有者等が含まれるときは、当該施設の管理者の意向を尊重するよう努めなければならない。</p>	<p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者は、携帯電話基地局の設置等をするときは、近隣住民に説明を行うとともにその意見を聴き、紛争の防止に努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、携帯電話基地局の設置等をする場合において、近隣住民の中に学校その他の施設で規則で定めるものの土地所有者等が含まれるときは、当該施設の管理者の意向を尊重するよう努めなければならない。</p>	<p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者は、携帯電話等中継基地局の設置又は改造を行うときは、近隣住民等に説明を行うとともにその意見を聴き、良好な関係を損なわないよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、携帯電話等中継基地局の設置又は改造を行う場合において、近隣住民等の中に規則で定める学校又は児童福祉施設その他の施設の土地所有者が含まれるときは、当該施設の管理者の意向を尊重するよう努めなければならない。</p>
近隣住民の責務	<p>(近隣住民等の責務)</p> <p>第5条 近接住民等は、事業者による説明について検討を行い、紛争の防止に努めなければならない。</p>	<p>(近隣住民の責務)</p> <p>第5条 近隣住民は、事業者の説明について検討を行い、紛争の防止に努めなければならない。</p>	<p>(近隣住民等の責務)</p> <p>第5条 近隣住民等は、事業者の説明について検討を行い、紛争の防止に努めなければならない。</p>
自主的な解決	—	<p>(自主的な解決)</p> <p>第6条 紛争当事者は、相互の立場を尊重し、互譲の精神をもって、その紛争を自主的に解決するよう努めなければならない。</p>	<p>(自主的な解決)</p> <p>第6条 紛争当事者は、相互の立場を尊重し、互譲の精神をもって、その紛争を自主的に解決するよう努めなければならない。</p>

市町名	鎌倉市	二宮町	宮崎県小林市
項目			
条例の名称	鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例	二宮町携帯電話基地局の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例	小林市携帯電話等中継基地局の設置又は改造に係る紛争の予防と調整に関する条例
計画書の提出	(計画書の提出) 第6条 事業者は、新たに携帯電話等中継基地局の設置等をしようとするときは、当該設置等の工事に着手する日の60日前までに、規則に定めるところにより、当該設置等の工事の計画書を市長に提出しなければならない。	(計画書の提出) 第7条 事業者は、新たに携帯電話基地局の設置等をしようとするときは、当該工事に着手する日の60日前までに、規則で定めるところにより、当該工事の計画書を町長に提出しなければならない。 2 事業者は、前項の規定により提出した計画書の内容を変更したときは、改めて当該変更後の計画書を町長に提出しなければならない。	(計画書の提出) 第7条 事業者は、新たに携帯電話等中継基地局の設置又は改造を行うときは、工事に着手する日から起算して60日前までに、規則の定めるところにより、当該工事の計画書を市長に提出しなければならない。 2 事業者は、前項の規定により提出した計画書の内容を変更したときは、改めて当該変更後の計画書を市長に提出しなければならない。
標識の設置	—	—	(標識の設置) 第8条 事業者は、近隣住民等に携帯電話等中継基地局の設置計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該設置計画の概要を記載した標識を当該工事を行う周辺に設置しなければならない。
近隣住民への説明等	(近隣住民等への説明等) 第7条 事業者は、前条の計画書の提出後、規則に定めるところにより近接住民及び地縁団体を代表する者に当該設置等の工事の計画の概要を説明し、周知に努めるとともに、必要に応じて説明会を開催するなどして近接住民等の理解を得よう努めなければならない。 2 事業者は、前項の規定により近接住民に説明したとき又は説明会を開催したときあつては近接住民説明実施報告書を、地縁団体を代表する者に説明したとき又は説明会を開催したときあつては地縁団体説明実施報告書を規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。	(近隣住民への説明等) 第8条 事業者は、前条第1項の計画書の提出後、規則で定めるところにより、近隣住民に当該工事の計画の概要を説明し、周知に努めるとともに、近隣住民の理解を得よう努めなければならない。 2 事業者は、近隣住民から前項の説明について説明会の開催を求められたときは、これに応じるよう努めなければならない。 3 事業者は、説明会を開催するに当たっては、開催予定日の7日前までに、近隣住民に対し、説明会を開催する旨並びにその日時及び場所を書面をもって周知するものとする。 4 事業者は、第1項又は第2項の規定により近隣住民に説明したときは、当該説明の結果を記載した報告書(以下「報告書」という。)を規則で定めるところにより、町長に提出しなければならない。	(近隣住民等への説明等) 第9条 事業者は、第7条の計画書の提出後、規則に定めるところにより、近隣住民等に工事の計画の概要を書面をもって説明し、その周知に努めるとともに、近隣住民等の理解を得よう努めなければならない。 2 事業者は、近隣住民等から前項の説明について説明会の開催を求められたときは、これに応じるよう努めなければならない。 3 事業者は、説明会を開催するに当たっては、開催予定日から起算して7日前までに、近隣住民等に対し、説明会を開催する旨並びにその日時及び場所を書面をもって周知するものとする。 4 事業者は、第1項及び第2項の規定により近隣住民に説明したときは近隣住民説明実施報告書を、周辺住民を代表する者に説明したとき又は周辺住民に対し説明会を開催したときは、周辺住民説明実施報告書を規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。
報告書の開示等	(報告書の開示等) 第8条 市長は、前条第2項の近接住民説明実施報告書の開示を当該近接住民から求められたときは、これに応じるものとする。 2 市長は、前条第2項の地縁団体説明実施報告書の提出があつたときは、規則で定めるところにより、当該地縁団体説明実施報告書を一般の閲覧に供するものとする。	(報告書の開示等) 第9条 町長は、前条第4項の報告書の開示を当該近隣住民から求められたときは、これに応じるものとする。	(報告書の開示等) 第10条 市長は、前条第4項の近隣住民説明実施報告書の開示を当該近隣住民から求められたときは、これに応じるものとする。 2 市長は、前条第4項の周辺住民説明実施報告書の提出があつたときは、規則で定めるところにより、当該報告書を閲覧に供するものとする。
紛争の調整	(紛争の調整) 第9条 市長は、近接住民等と事業者との紛争が生じたときは、鎌倉市建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成12年3月条例第32号)に基づき、あっせん又は調停を行い、当該紛争の調整に努めるものとする。	—	—
調整の申出等	—	(調整の申出等) 第10条 紛争当事者は、第6条の規定による自主的な解決に努めても、なお紛争の解決に至らないときは、当該紛争の調整を町長に申し出ることができる。 2 町長は、紛争当事者の双方から紛争の調整の申出があつたときは、これを行う。 3 町長は、前項の規定にかかわらず、紛争当事者の一方から紛争の調整の申出があつた場合においては、相当な理由があると認めるときは、意見聴取の場を設けこれを行うことができる。 4 第1項の申出は、当該紛争に係る工事の着手前に行わなければならない。 5 町長は、調整のため必要があると認めるときは、紛争当事者に対し、当該調整に係る協議の場への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。	(調整の申出等) 第11条 紛争当事者は、第6条の規定による自主的な解決に努めても、なお紛争の解決に至らないときは、当該紛争の調整を市長に申し出ることができる。 2 市長は、紛争当事者の双方から紛争の調整の申出があつたときは、これを行う。 3 市長は、前項の規定にかかわらず、紛争当事者の一方から紛争の調整の申出があつた場合においては、相当な理由があると認めるときは、意見聴取の場を設けこれを行うことができる。 4 第1項の申出は、当該紛争に係る工事の着手前に行わなければならない。 5 市長は、調整のため必要があると認めるときは、紛争当事者に対し、当該調整に係る協議の場への出席を求め意見も若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

市町名	鎌倉市	二宮町	宮崎県小林市
項目			
条例の名称	鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例	二宮町携帯電話基地局の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例	小林市携帯電話等中継基地局の設置又は改造に係る紛争の予防と調整に関する条例
調整の打切り	—	(調整の打切り) 第11条 町長は、調整によって紛争当事者間の合意が成立する見込みがないと認めるときは、これを打ち切ることができる。	(調整の打切り) 第12条 市長は、調整によって紛争当事者間の合意が成立する見込みがないと認めるときは、これを打ち切ることができる。
調整の非公開	—	(調整の非公開) 第12条 調整に係る一切の事項は、紛争当事者以外のものには、原則として非公開とする。	(調整の非公開) 第13条 調整に係る一切の事項は、紛争当事者以外のものには、原則として非公開とする。
計画廃止の届出等	—	(計画廃止の届出等) 第13条 事業者は、第7条の規定により提出した計画書に掲げる計画を廃止するときは、町長にその旨を届け出るとともに、近隣住民に対しその旨を周知するものとする。	(計画廃止の届出等) 第14条 事業者は、第7条の規定により提出した計画書に掲げる計画を廃止するときは、市長にその旨届出するとともに、近隣住民等に対しその旨周知するものとする。
勧告	(勧告) 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、計画書の提出その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。 (1) 第6条の規定による計画書の提出をせず、又は虚偽の記載をした計画書を提出した者 (2) 第7条第2項の規定による近接住民説明実施報告書又は地縁団体説明実施報告書(以下これらを「報告書」という。)の提出をせず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者	(勧告) 第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当する事業者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。 (1) 特別な理由がないにもかかわらず、第4条第1項に規定する近隣住民への説明及び意見の聴取に努めない事業者 (2) 第7条の規定による計画書の提出をせず、又は虚偽の記載をした計画書を提出した事業者 (3) 第8条第4項の規定による報告書の提出をせず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した事業者	(勧告) 第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事業者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。 (1) 特別な理由がないにもかかわらず、第4条第1項に規定する近隣住民等への説明及び意見の聴取に努めない事業者 (2) 第7条の規定による計画書の提出をせず、又は虚偽の記載をした計画書を提出した事業者 (3) 第9条第4項の規定による近隣住民説明実施報告書若しくは周辺住民説明実施報告書の提出をせず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した事業者
委任	(委任) 第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	(委任) 第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	(委任) 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附則(施行期日)	附則 この条例は、平成22年4月1日から施行する。	附則 この条例は、令和7年4月1日から施行し、同年5月31日以降に設置等の工事に着手する携帯電話基地局に適用する。	附則 この条例は、平成27年4月1日から施行する。